

議案第233号

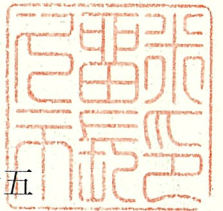
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、  
次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）について

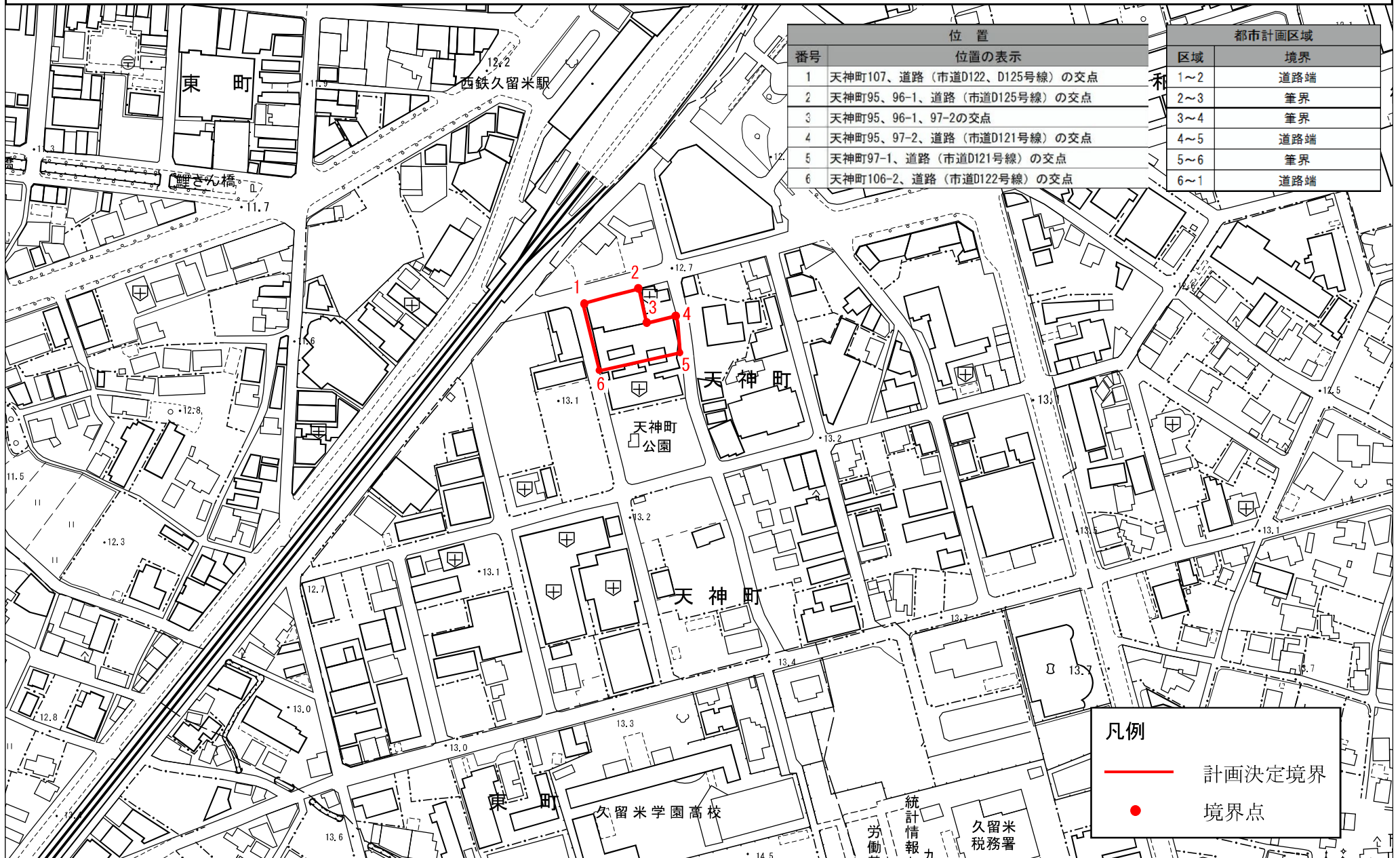
令和5年9月15日

久留米市長 原口 新五





都市計画公園 2・2・208号 天神町公園  
計 画 図



久留米小郡都市計画公園の変更(久留米市決定)

久留米小郡都市計画公園中2・2・208号天神町公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・208	天神町公園	久留米市天神町三丁目、四丁目	約0.14ha	変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

(別紙)

## 理 由 書

久留米小郡都市計画公園 2・2・208 号天神町公園は、久留米市の中央部に位置しており、僅少であった市街地内の都市公園面積を確保し、健全なる都市の発展と市街地構成の調和を図ることを目的として、昭和 37 年に都市計画決定した街区公園である。

天神町公園は、都市計画決定後、平成 8 年に都市公園として供用を開始し、これまで街区住民の憩いやレクリエーション活動の場として機能してきた。しかし、天神町公園を含む本街区は西鉄久留米駅周辺となっており、駅前エリアにおけるまちなかの回遊性や公園を活用したにぎわいづくり及び防災機能の強化が地域の課題となっている。

今回、特定用途誘導地区における都市機能誘導施設（医療施設）の改築に併せて、天神町公園を西鉄久留米駅に近接する適正な位置に変更し、再整備することで、課題となっている西鉄久留米駅前エリアにおけるまちなかの回遊性向上を行い、にぎわいづくりの創出を図るとともに、西鉄久留米駅周辺における防災機能の強化を図るため、公園の位置及び区域の変更を行う。